

平成26年度第1回川崎市子ども・子育て会議子ども・子育て支援検討部会 議事録

日時：平成26年5月28日（水）19時00分から

場所：川崎市役所第3庁舎14階 こども本部会議室

■出席者

委員	公益財団法人 川崎市生涯学習財団 理事長	金井 則夫 氏
	川崎市民生委員児童委員協議会 会長	齊藤 喜信 氏
	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事	菅野 礼子 氏
	川崎商工会議所 副会頭	鈴木 直久 氏
	NPO 法人 子育て支えあいネットワーク満 コンシェルジュ事業担当	関川 房代 氏
	公募委員	放生 佳奈 氏
	川崎市こども家庭センター 所長	山口 佳宏 氏
	専修大学 教授	吉田 弘道 氏
事務局	子育て施策部長	北 篤彦
	子育て施策部担当課長〔子ども・子育て支援新制度準備担当〕	相澤 太
	子育て施策部青少年育成課長	山本 奈保美
	こども支援部こども家庭課長	堀田 彰恵
関係者	株式会社 タイム・エージェント	1名

■配布資料

議事次第

席次表

川崎市子ども・子育て会議 子ども・子育て支援検討部会委員名簿

川崎市子ども・子育て会議条例

資料1 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例等の整備について

資料2 川崎市「わくわくプラザ事業」概要

資料3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について

参考資料 地域子ども・子育て支援事業について

■開会

（事務局（相澤課長）より、委員8名うち7名出席だが、残り1名は遅れて参加予定であり、現時点でも川崎市子ども・子育て会議条例により過半数を満たしており、会議が有効である旨の説明がなされた。）

■部会長の選出

（互選により齊藤委員が部会長を務めることとなった。）

■議事

(事務局(相澤課長)より、資料1、事務局(山本課長)より、資料2、3に基づき説明がなされた。また、第1回子ども・子育て会議で挙げられた2つの質問について、事務局(山本課長)より回答を得た。1つ目「わくわくプラザを30分延長した場合の人員費はどのくらいの見込みとなるのか」については、「指定事業者へ子ども文化センターやわくわくプラザを複数委託しており、人員費を含めた経費は複数施設でまとめて積算しているため、わくわくプラザのみでの30分の積算ができない」との回答を得た。2つ目「わくわくプラザにおいて、その学校に通っている障害者が断られているとの実情の確認」については「どのわくわくプラザでも断った事例はない」との回答を得た。)

- 【齊藤部会長】 資料1から3に基づいて説明していただき、川崎市の考え方の方向性としては概ね国の基準に従うという印象を受けたが、委員の皆さんの質問や意見をお願いしたい。
- 【金井委員】 議論の前に確認させていただきたいが、この部会は、わくわくプラザや子ども文化センターに通うような小学生以上を対象としているのか。
- 【事務局(相澤課長)】 児童の年齢による区分けではない。新制度の仕組みとして、教育保育の関係で幼稚園・保育園・認定子ども園等の施設事業の観点からの部会と、本部会である地域子育て支援事業に関する部会の2つの部会があり、この部会では地域子育て支援事業について議論していただく。具体的な内容については参考資料P1に示した②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健診、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業、⑩放課後児童クラブを主に審議していただきたい。
- 【金井委員】 現在、子ども文化センターやわくわくプラザで従事されている方については特別な資格は特段必要ないが、新制度の「放課後児童支援員」が資格制であるならば、現従事者にその基準に合わせて資格の取得に関する情報提供をしていかなければ、数年後、無資格者となり業務を継続することができなくなる事態が想定されないか。
- 【事務局(山本課長)】 現在の子ども文化センターの従事者は「児童厚生員」であり、新制度の「放課後児童支援員」とほぼ同基準となっている。また、放課後児童支援員の基準として「高等学校を卒業した者等で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が認めたもの」があり、「市町村長が認めたもの」の内容については今後検討する必要があるが、継続して従事された方については、こちらに該当することが想定される。
- 【金井委員】 現場で従事されている方にこれらの情報が伝わっているのか。従事者の中には専任学習アドバイザーは無資格でよいという認識の方もいる。
- 【事務局(山本課長)】 指定管理者には説明をしているが、現場レベルで情報が伝達しているかについては把握していない。
- 【菅野委員】 従事者レベルでは新制度で資格要件があることを知らない者が多い。子育て経験者が「無資格でよい」という募集を見て勤務している人が大半である。安全かつのびのびと過ごす場の提供という認識である。一部幼稚園教諭等の有資格者がおり、児童心理等を学ばれているが、実際に現場でそれらの知識を活用して対応する機会はなく、何らかの問題が生じた場合はリーダーや館

長が対応することになっている。

【関川委員】 条例を制定して、市としては実際に何が変わって何をやろうとしているのか。

【金井委員】 国の基準を最低基準としているが、定義が分からない。最低基準であれば、いくらでも基準を上げることが出来ることになるが、川崎市としての質を高めていきたいと思う。そのためには、規準（クライテリオン）としての目標設定が大切である。

【事務局（相澤課長）】 条例策定時の共通の考え方であるが、国が示した基準を最低基準として定めているのは、基準に適合した事業者を参入しやすくするためである。参入後、事業者には最低基準を上回った水準で切磋琢磨していただき、更に高水準を目指していくと捉えている。また、参酌すべき基準については国の基準より下回せることも可能であるが、本市では行わない。今回示した資料は基準（案）であるため、今後の条例制定の作業の中でいろいろ検討しながらお示ししたい。

【関川委員】 現時点で、この最低基準はほぼ満たしていると思われ、実際に何が改善されるのか。改善に時間がかかる事案については長期的な見通しが必要であるが、市としてはどのようなスケジュールで進めていくのか。

【事務局（山本課長）】 今まではガイドラインのため、強制力がなかったが、条例制定後は、市として質を向上させる取り組みが求められる。実態に即した利用状況、量の見込み関連の絡みがあるものの、指定事業者の意見を交えながら運営基準を詳細に定めようと考えている。

【金井委員】 幼稚園協会会長が「質を落とすたくはない」との発言をされていたが同感である。また、市としても障害児タイムケアモデル事業等、様々な事業に取り組んでおり、素晴らしい自治体であると考えている。その一方で、現場には情報共有されていない部分が多いように感じられる。現場の意見収集や連携等を含め、情報共有に努めていただきたい。国の基準は基準でよいが、川崎市として質をどのように向上させていくか、仕組みづくりや案を出すことが重要であり、この部会を開催する意義があるのではないか。

【齊藤部会長】 今後のスケジュールはどうなっているのか。部会は何回開催されるのか。

【事務局（相澤課長）】 条例は9月議会での制定を目指しており、それまでにご意見をいただきたい。詳細は未定であるが、6月19日から7月18日までパブリックコメントを実施するため、それまでの間に部会の開催や委員の皆様にご意見をいただきたい。

【関川委員】 パブリックコメントの内容は何か。

【事務局（相澤課長）】 部会での議論内容と同様であるが、市民の皆様に分かりやすくするため、ある程度ポイントをまとめ、条例の項目ごとに従うべき基準と参酌すべき基準に分類して一覧をお示ししようと検討している。

【関川委員】 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準のパブリックコメントという理解でよいのか。

【事務局（相澤課長）】 パブリックコメントは同時期に条例毎に実施する。この部会では、資料1に示した新たに制定する4つの基準・条例と、既存の条例を一部改正する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例のうち、(4)放課後児童健全育

成事業の設備及び運営の基準について議論する。

【関川委員】

他の条例についてはまた別の部会で検討されているのか。

【事務局（相澤課長）】

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準、
(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準、(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については教育・保育部会で議論される。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、児童福祉審議会で審議を予定しており、併せて子ども子育て会議でも情報共有しながら進めていきたいと考えている。

【菅野議員】

障害児を預かる場合、障害の程度が軽度・重度に関わらず、障害児1人に対し職員1人配置するようにとされているが、実際には対応できない。重度で意思疎通ができないような場合に職員が1人対応しているが、多動性障害の児童は他の児童と一緒に目の届く範囲で見守るだけで、中間層のケアが薄いと感じている。わくわくプラザは登録制のため、仕事の有無に関わらずお子さんを預けることができる。預ける保護者の思いはどうか、障害児に対する対応についてどう感じているのかを知りたい。ただ預かっていけばよいのか、それとも動けないような児童でも何か教えたりした方がよいのか。職員の人数が限られているので手を差し伸べることができない現状がある。

【事務局（山本課長）】

わくわくプラザは全てのお子さんを対象としており、指定管理者が施設を運営していく中で障害児と普通のお子さんをどのように一つの施設で預かっていくかがわくわくプラザの課題である。特に自閉症や発達障害のお子さんは環境の変化によりパニックを引き起こす場合が多いが、他のお子さんも預かっている中で職員が付きっきりになるのは厳しい。指定管理者に対しても研修時に障害を持ったお子さんへの対応をカリキュラムに入れて実施している。しかし、明確な定めがないので、指定管理者に実情に応じて職員の配置を行っていただいているのが現状である。学校の特別支援学級とも連携し、わくわくプラザの時間帯でも学習ができるよう、教育委員会ともやりとりをしている。

【山口議員】

障害の児童が10人いれば、10人とも対応が異なる。障害児タイムケア事業のような障害児のみの施設がよいという児童もいれば、わくわくプラザがよいという児童もいる。また、両方の施設に通いたいと考えている児童もいて、1人1人違う。先程、わくわくプラザで障害児を断った施設はないとの回答をいただいたが、この調査は非常に難しいだろう。例えば施設が2階にあり、車イスの障害児が2階へ通えない場合や多動障害の児童のためのスペースがない場合、施設としては断っていないが、実質断っていることと同様である。受け入れる側と使用する側の間にどうしても誤解が生じてしまう。障害者差別解消法が平成26年6月に制定され、平成28年4月から施行される。差別解消のために一定の合理的な配慮が必要になるので、ますます今後の課題になるだろう。

【齊藤部会長】

多数のご意見に感謝する。本日の議題はこれで打ち切らせていただく。本日出された質疑や現場の意見をどのように調整していただけるのか。

【事務局（相澤課長）】

事務局の反省点ではあるが、本日の議題は条例についての議論をお願いしたが、その趣旨が伝わりにくかった。また、この部会の中で、冒頭に議論する

内容について説明しなかったことが、論点がブレてしまった原因であると考え、反省させていただく。本日は条例の内容として基準の部分をお話させていただいたが、参考資料に関する議論に移れなかった。次回以降の部会については計画を策定する上で1つ1つの取組みが重要になることから、個別の案件について議論の場を設けたいと考えている。次の部会では事前のご案内も含め、議論が円滑に進むように努めたいので、委員の皆様にはよろしくお願ひしたい。

【鈴木委員】 参考資料の項目②～⑦、⑪の7項目を全て議論するスケジュールと考えてよいのか。

【事務局（相澤課長）】 項目②～⑦、⑪の内容を一通りご審議いただきたい。また、地域子育て支援関係を主にお願ひしたいと考えており、ワーク・ライフ・バランスに関する観点や地域の実情に応じた子育て支援策等について等も取り上げながら、会議を進めていきたいと考えている。また委員の方々についてもご意見があれば、事前に事務局までご意見をいただきたい。計画の中に盛り込める支援策については盛り込んでいきたいと考えているので、是非お願ひする。

【齊藤部会長】 次第には「3 その他」があるが、何かあるか。

【事務局（相澤課長）】 今お話しした内容で、その他については話させていただいた。

【吉田委員】 条例の基準についての議論と思っていたが、今日は管理方法や具体的事項に話が及んでいる。この部会ではどこまで議論するのか。

【事務局（相澤課長）】 基本的には、事務局において法に基づく基準の案を作成しており、この部会では、その案を採用するか否かについてご審議いただきたい。簡単に申し上げると参酌すべき基準を下回る基準を設定すべきか、もしくは従うべき基準に上乘せする基準を設けるべきかについて市の実情も踏まえた上でご意見をいただきたい。

【金井委員】 単純に考えると基準は高い方がよいと捉えられるが、我々が意見を述べても全て通るわけではない。川崎市の予算にも関係してくる。質を高めれば高めるほど、それに要する予算が必要になる。現場では、運用段階に至ってから予算不足で実現不可となる場合がある。是非とも問題が生じる前に、起こりうる課題を想定して予算の確保を実施していただきたい。

【事務局（相澤課長）】 コスト、人員、時間の兼ね合いなど、総合的に精査し、検討を進めていきたい。さらなる、委員の方々からのご意見を頂戴したい。

■ 閉会

【齊藤部会長】 委員の皆さんには本日の議論に感謝する。事務局にお返しする。

【事務局（相澤課長）】 議題についてはこれで終了とする。今後の部会について日程を調整させていただくのでよろしくお願ひしたい。長時間にわたり多くのご意見を頂戴したことに感謝する。

以 上